

重要事項説明書

介護ステーション 和 (のどか)

訪問介護重要事項説明書

[令和元年 7月 1日現在]

1 事業の目的と運営方針

介護利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態にある方に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

2 事業者の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護ステーション 和 (のどか)
所在地	岐阜県瑞穂市祖父江 287 番地の 1
介護保険指定番号	訪問介護 (岐阜県 2173200482号)
サービスを提供する地域	瑞穂市・北方町・安八町

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 営業時間

月～日	午前8：30～午後5：30
-----	---------------

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士・介護支援専門員	1名	名	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	名	2名
サービス従業者	介護福祉士	3名	4名	7名
	実務者研修	1名	名	1名
	ヘルパー1級		名	名
	准看護師		1名	1名

(4) サービス提供の時間帯

	早朝 6：00～8：00	通常時間帯 8：00～18：00	夜間 18：00～22：00
平日・土	○	○	○
日・祝日	○	○	○

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 早朝(6：00～8：00)深夜(22：00～6：00)のご利用につきましてはご相談ください。

(5) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

(1) 身体介護

① 食事介助 ② 入浴介助 ③ 排泄介助 ④ 清拭 ⑤ 体位変換 ⑥ 着脱介助 ⑦ 整容介助 ⑧ 自立生活支援のための見守り的援助 等

(2) 生活援助

- ① 買い物 ② 調理 ③ 掃除 ④ 洗濯 ⑤ 寝具の管理 等
 (3) その他サービス ① 介護相談 等

4 利用料金

(1) 利用料

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告知上の額として設定します。

[料金表—基本料金・通常時間]

身体介護	20分未満	20分以上30分未満	30分～1時間未満	1時間以上～1時間30分未満	1時間30分以上(30分増すごとに)
	1,840円	2,750円	4,360円	6,370円	840円
生活援助		20分以上45分未満	45分以上～1時間未満		
		2,010円	2,480円		

各種加算	自己負担額
初回加算	1か月につき200円(初回月のみ)
緊急時訪問介護加算	1回につき100円
介護職員処遇改善加算 I	サービス利用料金の13.7%
特別処遇改善加算 I	サービス利用料金の6.3%
ベースアップ等支援加算	サービス利用料金の2.4%

- ※ 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)・深夜(午後10時～午前6時)は25%増し、深夜(午後10時～午前6時)は50%増しとなります。
- ※ 上記料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)定められた目安の時間を基準とします。
- ※ 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割又は2割、3割です。
- ※ やむを得ない事情で、且つお客様の同意を得て、サービス従業者2人で訪問した場合は2人分の料金をいただきます。
- ※ 初回のサービス提供責任者のサービス(または同行)は、200単位 2,000円をいただきます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

サービスを提供する地域以外にお住まいの方は、サービス従業者がお尋ねするための交通費の実費、1回につき300円をいただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。(連絡先: TEL 058-322-3111)

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の10%
③ ご連絡なく訪問した場合	全額

(4) その他

- ① お客様の住まいでのサービス提供による水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。
- ② 通院介助などで交通機関を利用した場合、サービス従業者の交通費はお客様のご負担になります。
- ③ 料金の支払方法
料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、27日までに事業者の指定する方法でお支払いください。
- ④ サービス期間中、当事業所のヘルパーが同行研修する場合がございますのでご了承ください。
お客様のご希望に沿ってヘルパーを決めておりますが固定ヘルパーご希望の場合、必ずしもご希望に添えない場合がございます。やむを得ずヘルパーが変更する場合もございますのでご了承下さい。

5 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問介護のサービス提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

7 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を従業者との雇用契約の内容としています。

8 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

9 サービス内容に関する苦情

(1) 当ステーションお客様相談・苦情窓口

担当者：管理者 坂井田 美世子 電話 058-322-3111

(2) 瑞穂市地域高齢福祉課

電話 058-327-4126

本巣郡広域連合介護保険課

電話 058-320-2220

安八郡広域連合介護保険課

電話 0584-63-2050

岐阜県国民健康保険団体連合会

電話 058-275-9826

指定訪問介護サービスの開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

令和 年 月 日

【事業者】

住 所 岐阜県瑞穂市祖父江 287 番地の 1

事業所名 介護ステーション 和 (のどか)
(指定番号 2173200482 岐阜県)

説明者 辻本 園美 印

私は本書面により、事業者から指定訪問介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名 印

【身元引受人】

住 所

氏 名 印

利用者との関係 ()